

『熊本市HACCP適正普及推進事業』の概要

【目的】

熊本市HACCP適正普及推進事業に参加する食品等事業者に対し食品衛生法で定める「HACCPに沿った衛生管理」について確認・助言・紹介を行うことで、食品等事業者の自主衛生管理の取り組みを支援するとともに、熊本市における適正なHACCPの普及を推進し、食の安全性の向上を図ります。

【熊本市HACCP適正普及推進事業の参加対象者】

熊本市内に食品取扱施設を有する食品等事業者のうち、食品衛生法に規定する衛生管理計画、記録等を食品保健課に提出し、その内容について積極的に助言を受け、衛生管理の向上を図る方を参加対象者とします。なお、参加の期間は1年間です。

【食品保健課による確認と助言】

食品保健課は食品等事業者が提出した衛生管理計画、記録等に対して、確認及び助言を行い、参加者へ通知することで、食品等事業者の適正なHACCPの運用を支援します

【紹介】

参加者のうち希望される方はウェブサイト「熊本市ホームページ」にて、掲載し紹介します。

【実施期間】

令和2年（2020年）6月1日から第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画の実施期間である令和5年（2023年）3月31日までです。

【手続きの流れ】

① 食品等事業者が食品保健課へ、参加申込書、衛生管理計画、記録等を提出します。



② 食品保健課が衛生管理計画、記録等を確認し、助言内容を食品等事業者へ通知します。



③ 食品等事業者は食品保健課の助言を受け、衛生管理計画、記録等の改善を図ります。



④ 希望される食品等事業者については、「熊本市ホームページ」で施設名等を紹介します。



⑤ 1年後、参加の更新を希望する食品等事業者は、食品保健課へ更新届出書、衛生管理計画、記録等を提出します。

※この事業は、自ら積極的に食品保健課に助言を求め、HACCPの適正運用に取り組む食品等事業者を消費者等へ紹介するものであり、食品等事業者の施設・製造品目の安全性を熊本市が証明するものではありません。

お問合せ先：熊本市保健所食品保健課（096-364-3188）